

別表第一 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター

1(6)制御器：接触器、継電器及び運転制御用基板

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制御器 接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認する。	イ 著しい摩耗があること。 ロ 変形があること。
	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制御器 接触器、継電器及び運転制御用基板	(略)	(略)	(略)
	電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
	ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

1(12)巻上機：綱車又は巻胴

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
巻上機 綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く)	溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間を測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間が十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること又はU溝を除く溝で主索が底当たりしていること。
	(略)	(略)	(略)



<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
巻上機 綱車又は巻胴	綱車と主索のかかりの状況(巻胴式のものを除く)	主索及び溝の摩耗の状況を目視により確認し又は溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りを測定し、主索と綱車が滑らないことを確認する。	溝と主索のすき間若しくは綱車外周からの主索の出張りが十分でなく運行に支障が生ずるおそれがあること、無積載のかごを低速で上昇させて最上階付近において停止させたときに主索と綱車に著しい滑りが生じていること若しくはU溝を除く溝で主索が底当たりしていること又は複数ある溝間に著しい摩耗差があること。
	(略)	(略)	(略)

1(14)巻上機：ブレーキ

<～H29.3>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
巻上機 ブレーキ	(略)	(略)	(略)
	保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、 モーター にトルクをかけ確認する。	平成12年建設省告示1429号(以下「制御器告示」という。)第1第一号の規定に適合しないこと。

<H29.4～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
巻上機 ブレーキ	(略)	(略)	(略)
	保持力の状況	次に掲げる方法のいずれかによる。 イ ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認する。 ロ ブレーキをかけた状態において、 電動機 にトルクをかけ確認する。	平成12年建設省告示1429号(以下「制御器告示」という。)第1第一号の規定に適合しないこと。

別表第一 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター

		ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する	
(略)	(略)	(略)	(略)
ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視又は触診により確認する。	プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーの余裕ストロークがないこと。	(略)
(略)	(略)	(略)	(新設)
摩耗粉の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。	パッドの摩耗粉があること。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



		ハ かごに荷重を加え、かごの位置を確認する	
(略)	(略)	(略)	(略)
ブレーキ制動時のプランジャーの状況	かごを保持している状態において目視により確認し、ストロークを測定する。	イ プランジャーが他の機器等と干渉していること又はプランジャーのストロークが要正となる基準値から外れていること ロ プランジャーのストロークが要重点点検となる基準値から外れていること。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
摩耗粉の状況(電気制動式のものに限る。)	ブレーキ周囲の摩耗粉を目視により確認する。	パッド等の摩耗粉があること。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

1(18)駆動装置等の耐震対策
<～H29.3>

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	令第129条の8第1項の規定に適合しないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.4～>

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)

6(4)緩衝器及び緩衝材
<～H29.3>

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
緩衝器又は緩衝材	作動の状況(油入式のものに限る。)	全圧縮した後、復帰するまでの時間を確認する。	90秒以内に復帰しないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.4～>

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
緩衝器及び緩衝材	作動の状況(油入式のものに限る。)	圧縮した後、復帰することを確認する。	復帰しないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)